## 年次報告書(様式第11)の記載の手引き

贈与税又は相続税納税猶予の認定を受けた中小企業者は、贈与税または相続税の申告期限の翌日から5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から3カ月を経過する日までに都道府県知事に事業継続報告(年次報告)をすることが必要です。(施行規則第 12 条第1項・第3項)

年次報告書の提出にあたっては、下記の記載例を御参考にしていただき、様式は第11を使用してください。

## 【報告書記載例】

様式第 11

これはあくまで1つの例示ですので、併せて経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等も確認してください。

明細を報告書に書ききれない場合等には、別紙(形式自由。A4。)を用いても差し支えありません。

					令和6年4月1日				
愛知県知事	殿	<del></del>							
2000/100	",								
		郵便	番号	460-8501					
		会社所	在地	名古屋市中区三 <i>页</i>	丸三丁目1番2号				
		会 社	: 名	経済産業株式会社					
		電話	番号	052-954-6332	$\leftarrow$				
		代表者の	)氏名	愛知 太郎					
由よる業におり	+ z %z	・営の承継の円滑化に関 <sup>・</sup>	ナマ 沖ヶ	事按行相則 (PI下	「按行相則」しい				
—,,,,		:宮の承継の円荷化に関 は第3項の規定(当該	,						
		告者として別紙の事項			100) (CA), 1				
	V T/A		_ ,,						
		言	2						
報告者の種別と同	申請基	準日等について							
	Г		小企業	老 □第□種特別!	<b>美</b> 認定中小企業者				
		ENAME AREA TALKE DATE TAME AREA THE TAME AREA							
報告者の種別		]第一種特別相続認定中	小企業	者 □第二種特別	目続認定中小企業者				
報音名の種別		□第一種特例贈与認定中	小企業	者  一第二種特例	贈与認定中小企業者				
		□第一種特例相続認定中 	小企業	者 □第二種特例	目続認定中小企業者				
		認定年月日及び番号		令和4年1月7	日(5中金第●号)				
却生老に接て割	<b>-</b>	認定申請其準日			令和4年10月15日				
報告者に係る認の認定年月日等		報告基準目			令和6年3月15日				
- 7 10 左十八 日 寺		報告基準期間	令和4	年10月16日から	令和6年3月15日				
		報告基準事業年度	令和	14年4月1目から	令和5年3月31日				

年次報告書

贈与(相続)報告基準事業年度とは、以下①~③に該当する全ての 事業年度です。

①前年の贈与(相続)報告基準日(第1回目の年次報告においては、 贈与(相続)認定申請基準日)の翌日の属する事業年度

②当該贈与(相続)報告基準日の翌日からみて直前の事業年度

③①と②の間の各事業年度

年次報告書を提出する日。 なお、報告の期限は贈与(相続)報告基準 日の翌日から3カ月を経過する日です。

愛知県知事宛にご提出ください。

認定を受けようとする会社の情報及び代表者の氏名を記載してください。 ※押印は不要です。

贈与(相続)報告基準日とは、贈与(相続) 税申告期限の翌日から起算して1年を経 過するごとの日です。

贈与(相続)報告基準期間とは、前年の 贈与(相続)報告基準日(第1回年次報 告においては贈与(相続)認定申請基 準日)の翌日から当該贈与(相続)報告 基準日までの期間です。

【第1回年次報告】

認定申請基準日の翌日から当該報告基準日

【第2回年次報告以降】

前回の報告基準日の翌日から当該報告基準日

(別紐	₹ 1)						
				認定中小企業 月 日、認定	者に係る報告事項 (番号: )	(1)	
1 経	<b>営承継受贈</b>	者(経営オ	承継相続人)に	こついて			/
,,,,,	報告基準日 決権数	(相続報告	·基準日)にま	おける総株主	(a)	V	個
氏名							
住所						T	/
贈与	報告基準日	(相続報告	基準日)にお	おける同族関係	者との保有議決	(b)+(c)	個
権数の	の合計及びる	その割合				((b)+(c))/(	
	贈与報告基	<b>埃準日(相</b>	続報告基準日	)における保	有議決権数及び	(p)	個
	その割合					(b)/(a)	%
	適用を受け	ける租税特	別措置法の規	定及び当該規	定の適用を受け		
	る株式等に	1.係る議決	権数(*1)				
	(本認定番号	号の認定に係	系る株式等に係る	る議決権数のみる	を記載。)		個
		第 70 条の		□第 70 条の			
		第 70 条の	$7 \mathcal{O} 2$	□第 70 条の	706		
	49	第 70 条の	7の4	□第 70 条の	708		
	(*1)のうち 数	贈与報告	基準日(相続	報告基準日)	までに譲渡した		下個
	贈与報告基		氏名(会社名	(会)	社所在地)	保有議決及びその	
	続報告基準					(c)	個
	おける同族	<b>E</b> 関係者				(c)/(a)	%
	T				<b>における経営の</b>		
,				/·· /· // // // // // // // // // // //	に係る贈与をする		
	- 1	2 条第 1 項	質の認定に係る	5受贈をしてい	いる場合に記載する	べき事項に	ついて
	請に係る	□該当無	L				
	等の贈与	□第一種	特別贈与認定	株式再贈与	□第二種特別贈与	認定株式	再贈与
	当する贈	□第一種	特例贈与認定	株式再贈与	□第二種特例贈与	認定株式	再贈与
与の	類型				1	4.272	an , 3
			rr h	<b>⇒</b> 1 ↔ E		1	忍定を
			氏名	認定日	左記認定番号		ナた
						株式	大数
	ĺ						

報告会社が発行する株式総数に係る議 決権の数を記載してください。 自己株式や完全に議決権のない種類株

式などは含みません。

す。

贈与(相続)報告基準日に経営承継受贈 者(相続人)が保有していた議決権の数で

納税猶予対象株式に係る議決権を記載し てください。

経営承継受贈者(相続人)が納税猶予対 象株式を譲渡した場合に記載してくださ い。

納税猶予対象株式を譲渡した場合は、認 定取消事由に該当します。

報告会社の議決権を保有する同族関係者 が複数いる場合は、欄を追加して各々記 載してください。

贈与者が、過去に経営承継受贈者として納税猶予の認定を受けていた場合は、該当するものを選択してください。 該当しない場合は、「該当無し」にチェックを入れてください。

(\*1)は、下記を確認し、該当する項目を選択してください。 租税特別措置法

第70条の7 …贈与(一般措置)

第70条の7の2…相続(一般措置)

第70条の7の4…贈与から相続へ切替後(一般措置)

第70条の7の5…贈与(特例措置)

第70条の7の6…相続(特例措置)

第70条の7の8…贈与から相続へ切替後(特例措置)

認定中小企業者の認定贈 与株式を法第12条第1 項の認定に係る受贈をし た者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複 数ある場合には、贈与し た順にすべてを記載す る。)

3 認定中小企業者について

3 認定中小企業者について	1/
主たる事業内容 ●●	の製造・販売
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併効力	
発生日等) (株式交換効力発生日等) における資本金の額	10,000,000 円
又は出資の総額	
贈与報告基準日(相続報告基準日)における資本金の	10 000 000 H
額又は出資の総額	10,000,000円
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併	
効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減	
少した場合にはその理由	
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併効力	9 F00 000 H
発生日等)(株式交換効力発生日等)における準備金の額	2, 500, 000 円
贈与報告基準日(相続報告基準日)における準備金の	9 год одд Ш
額	2, 500, 000 円
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併	
効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減	
少した場合にはその理由	
贈与報告基準日(相続報告基準日)における常時使用する従業	(a)+(b)+(c)-(d)
員の数	97 人
厚生年金保険の被保険者の数	(a) 97 人
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である	(b) <b>5</b> 人
者の数	(0) 5 人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員	(c) 0人k
の数	(c) 0 X
役員(使用人兼務役員を除く。)の数	(d) 3人
各贈与報告基準日(相続 1 回 目 (令和6年3月15日	) (1) 97人
報告基準日)における常 2 回 目 ( 年 月 日)	(口) 人

複数の事業を行っている場合でも、主たる事業を1つ記載してください。 特に、中小企業者の定義において、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載してください。

準備金は、資本準備金と利益準備金の合 計額を記載してください。

過去の年次報告における従業員数を記入 してください。

- (a)欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載してください。ただし、平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者などは含みません。
- (b)欄には、厚生年金保険の加入対象外で健康保険のみに加入している人数を記載してください。 (例:70歳以上の従業員又は役員)
- (c)欄には、厚生年金保険又は健康保険のいずれにも加入対象となっていない従業員数を記載してください。(例:75歳以上の従業員)
- (d)欄には、(a)(b)でカウントした方のうち役員の数を記載してください。(当社にいる全役員の人数ではありません。)

なお、役員とは、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を指しますが、使用人兼務役員の方は 含みません。

	1	□	目	( <del>4</del>	3和6	6年3	3月:	15 日)	(1)	9	7人
各贈与報告基準日(相続	2	口	目		(	年	月	日)	(p)		人
報告基準日)における常	3	口	目		(	年	月	日)	(1)		人
時使用する従業員の数及	4	口	目		(	年	月	日)	(=)		人
び常時使用する従業員の	5	口	目		(	年	月	月)	(制)		人
数の5年平均人数		-	/ <del>-:</del>	πż	+/	1	*/-	~	((1)+(	[p)+(n)+(=)	)+(ホ))
		5	年	平	均	人	数		/5		人
<b>胎上却生甘淋细眼</b> (扣体	令和	4年	10 月	16	日か	5			愛知	太郎	
贈与報告基準期間(相続	令和	6年	3月	15 F	まて	75		~	愛和	人口	
報告基準期間)における   代表者の氏名	年	月	日	から	年	月	日	まで			
11     11      12      12      13	年	月	日	から	年	月	日	まで			

「5年平均人数」欄は第5回年次報告の時のみ記入してください。 (第4回目までの年次報告では空欄のままで結構です。)

4 贈与報告基準期間(相続報告基準期間)中における特別子会社について

1					
区分		特定特別子会社に 該当 / 非該当			
会社名					
会社所在地					
主たる事業内容					
総株主等議決権	<i>\\</i> -	(a)			
松怀土寺嵌伏惟	<b>双</b>		個		
	h)	保有議決	権数及びその割		
***	名)	住所(会社所在地	면 <i>)</i>	合	
株主又は社員				(b)	個
				(b)/(a)	%

年次報告書(当該報告書)の1ページ 目の「報告基準期間」欄に記載した 期間を記入してください。

5 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第108条第1項第8号		有		
ついて定めがある種類の株式(*2)の発行の有無			1	
(*2)を発行している場合に	氏名 (会社名)		住所 (会社所在地)	
はその保有者				

拒否権付株式(黄金株)を発行している 場合は、「有」を選択し、その保有者と当 該保有者の住所を記入してください。 該当しない場合は、「無」を選択してくだ さい。 報告基準事業年度に該当する事業年度が2期以上ある場合は、別紙2を事業年度ごとに複数作成してくだ

さい。

(別紙2) 認定中小企業者に係る報告事項② 種 (認定年月日: 年 月 日、認定番号: 1 認定中小企業者における特定資産等について 贈与報告基準事業年度(相続報告基準事業年度)(令和4年4月1日から令和5年3 月31日まで) における特定資産等に係る明細表 利用 帳簿価額 運用収入 種別 内容 状況 特別子会社 (1) の株式又は (12)持分((\*3) 円 円 を除く。) 資産保有型 子会社又は 資産運用型 (2)(13)有価 子会社に該 証券 当する特別 円 円 子会社の株 式又は持分 (\*3) 特別子会社 (3)(14)の株式又は A 社の株式 20,000 株 2,000,000 円 80,000 円 持分以外の B 投資信託 100,000 円 10,000 円 もの 名古屋市中区三の丸三丁 (4) 目1番2号 100,000,000 円 現に自ら使 (15)用している 同上所在の建物 本社 50,000,000 円 6,000,000 不動 もの 上記に係る建物附属設備 500,000 円 産 (電気工事一式) 現に自ら使 (5) (16)用していな 円 円 事業実態要件をすべて満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄(1)~(30)は記載不要です。

贈与報告基準事業年度(相続報告基準 事業年度)となる期間及び表の最後の 「総収入金額(営業外収益及び特別利 益を除く。)」欄のみ記入してください。 【事業実態要件】

- ・親族外従業員が5人以上いること
- ・事務所、店舗、工場などを所有していること 又は賃借していること
- ・認定後、引き続き事業を行っていること

(1)~(3)及び(12)~(14)有価証券とは、金融商品取引法第2条第 1 項の有価証券及び同条第2項のみなし有価証券が該当します。

内容欄には、贈与(相続)認定中小企業者の資産のうち上記に該当するものすべてを、銘柄ごと分けて数量などを記載してください。帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。

運用収入欄には、期中に受け取った配 当金や分配金などのほかに期中に売却 をした場合の対価も含まれます。

(4)(15)不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の附属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。

内容欄には、申請会社の資産のうち上記に該当するものすべてを、所在・面積及び種別がわかるように記載してください。

利用状況欄には、申請会社が事業用として使用しているか否かがわかるように記載してください。

自ら使用の例:本社、支店、工場、従業員宿舎

いもの

自ら使用ではない例:販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地

帳簿価格欄には、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。

運用収入欄には、期中の賃貸料収入などのほかに期中に売却をした場合の対価も含まれます。

(5)(16)同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など合理的な方法により按分をして記載してください。

ゴルフ	事業の用に供す			(6)	(17)
1	ることを目的と			1.57	,
場その	して有するもの			円	円
他の施		Cゴルフクラブ			
設の利	事業の用に供す	会員権		(7)	
用に関	ることを目的と	<b>云</b> 貝惟		3,000,000 円	(18)
する権	しないで有する	D107 1 A B			0 円
利	60	D リゾート会員		1,000,000 円	
		権			
絵画、	事業の用に供す			(8)	(19)
彫刻、	ることを目的と			円 円	円
工芸品	して有するもの			H	H
その他					
の有形					
の文化					
的所産	事業の用に供す				
である	ることを目的と	絵画E	社長室	(9)	(20)
動産、	しないで有する	水田口	展示用	0 円	2,000,000 円
	もの				
貴金属					
及び宝					
石			τ.		
				(10)	(21)
	現金及び預貯金	現金		100,000,000 円	0 円
	その他これらに	当座預金		200,000,000 円	0 円
	類する資産	定期預金		30,000,000 円	10,000 円
		保険積立金		20,000,000 円	0 円
	経営承継受贈者				
	(経営承継相続				
現金、	人)及び当該経営		愛知太		
預貯金	承継受贈者 (経営		郎に対		
等	承継相続人)に係	短期貸付金	する貸	(11)	(22)
	る同族関係者等		付金	5,000,000 円	0 円
	(施行規則第1条				
	第 17 項第 2 号ホ に掲げる者をい	預け金	子会社	40,000,000 円	0 円
	に掲ける者をいう。)に対する貸付		への預	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	0,14
	金及び未収金その		け金		
	他これらに類する		1) 312		
	資産				
	IL				

事業実態要件をすべて満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄(1)~(30)は記載不要です。

(6)(7)(17)(18)ゴルフ場その他の 施設の利用に関する権利

(8)(9)(19)(20)絵画、彫刻、工芸 品その他の有形文化的所産である動 産、貴金属及び宝石

において、事業の用に供する目的のものには、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫、古物商や貴金属販売店が保有する在庫(棚卸資産)などが該当します。

他方、接待用で所有しているものは、 事業用外のものに該当します。

(10)(21)現預金その他これらに類する 資産とは、申請会社の資産のうち現金や 各種預貯金以外にも、これらと同視しう る積立金なども該当します。

(11)(22)貸付金及び未収金その他これらに類する資産とは、申請会社の資産(債権)のうち、経営承継受贈者(相続人)及びその同族関係者に対する預け金や差入保証金、立替金等も該当します。

利用状況欄には、貸付金・未収入金の 債務者氏名又は会社名を記載してく ださい。

		特定資	
特定資産の帳簿価額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)	産の運	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)
の合計額	+(9)+(10)+(11)	用収入	+(21)+(22)
の百計領	401, 100, 000 円	の合計	2, 100, 000 円
		額	
資産の帳簿価額の総	(24)	総収入	(26) 500,000,000円
額	1,000,000,000円	金額	(26) 500,000,000円
贈与報告基準事業年度	(相続報告基準事業	剰余金	(97)
年度)終了の日以前の	5年間(贈与(相続	の配当	(27)
の開始) の目前の期間	]を除く。)に経営承	等下	円
継受贈者(経営承継相	続人) 及び当該経営	損金不	
承継受贈者(経営承継	組続人)に係る同族	算入と	(28)
関係者に対して支払わ	れた剰余金の配当等	なる給	円
及び損金不算入となる	給与の金額	与 人	
		特定資	
		産の運	
特定資産の帳簿価額等	(29)=((23)+(27)+(	用収入	(20)-(27)/(20)
の合計額が資産の帳簿	28))/((24)+(27)+(	の合計	(30)=(25)/(26)
の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する	(28))	額が総	
割合		収入金	0.4%
F1 C	40.1%	額に占	0.4%
		める割	
		合	
総収入金額(営業外収	益及び特別利益を除く	)	450,000,000円
2 やむを得ない事由に	より資産保有型会社等	に該当した	と場合 ・
該当した日	年 月 日		
その事由			
解消見込時期	年 月頃		
	. d. ) . /II !	)	Larry A. M. May . Adapter
	,	、り 資産保存	<b>有型会社等に該当していた場合</b>
解消の有無 □4	有 □無		

(24)資産の帳簿価格の総額欄には、貸借対照表の資産の部の合計額(以下の留意点に気をつけてください。)を記載してください。

事業実態要件をすべて満たすことにより、資産保有型会社及び資産運用型会社に該当しない場合には、緑の欄(1)~(30)は記載不要です。

総収入金額には損益計算書の(売上 高)+(営業外収益)+(特別利益)の合 計額を記載してください。

ただし、期中に固定資産や有価証券な どの売却がある場合は、損益にかかわ らず売却対価に直してから金額を加算 し、当該年度の総収入金額を算出して ください。

剰余金の配当欄には、該当期間中に経 営承継受贈者(相続人)及びその同族関 係者にたいして支払った剰余金や利益 の配当金額の該当期間における合計金 額を記載してください。

損金不算入給与欄には、当該期間中に 経営承継受贈者(相続人)及びその同 族関係者に対して支払われた給与の うち、法人税法第34条及び第36条の 規定により損金の額に算入されない 金額があった場合に、その合計金額を 記載してください。

損金不算入となった金額が、いつの支 払日の給与から算出すべきか特定で きない場合は、事業年度に対する該当 期間の日数按分で算出してください。

## ※資産の帳簿価格の総額欄の留意点

- 1. 貸借対照表に計上されている帳簿価格を用いて計算してください。
- 2. 減価償却資産・特別償却適用資産・圧縮記帳適用資産については、それぞれ対応する減価償却累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除した後の帳簿価格を用いてください(直接減額方式にあわせて計算します)。
- 3. 貸倒引当金・投資損失引当金等の評価性引当金については、資産の帳簿価格の総額・特定資産の帳簿価格の合計額から控除する前(引当前)の金額を記載してください。